

30502

教科書文庫

3
110
32-1893
20003
028567

Kodak Gray Scale

A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19

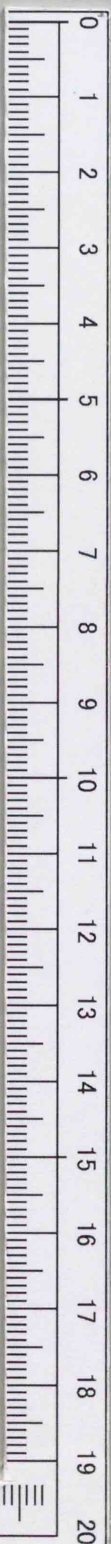
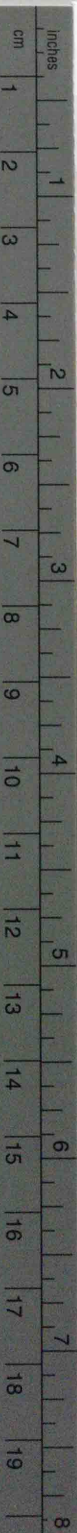


© Kodak, 2007 TM: Kodak

Kodak Color Control Patches

Blue Cyan Green Yellow Red Magenta White 3/Color Black

© Kodak, 2007 TM: Kodak



375.0  
Kul9  
資料室

皇太子修身訓  
 付着樹校閱  
 日部之介編  
 第三





375.9  
Ku19

室圖書  
中央  
資中  
言古  
印

本書例言

- 一 本書ハ教育ニ関スル 勅語ノ旨趣ヲ奉シ且ツ小學校令第壹條ニ依リ道德教育及ヒ國民教育ニ必須ナル徳性ヲ涵養スルヲ以テ目的トセリ
- 一 本書ハ每冊道德ノ全体ニ涉リ高等小學女生徒心身ノ發達ニ應ジテ其程度ヲ斟酌シ諸般ノ徳性ヲ實踐躬行セシムルヲ以テ主意トセリ
- 一 事實ノ撰擇格言ノ應用ハ務メテ本邦人ヲ採レリ間支那人ヲ挿ミタルハ既ニ人口ニ膾炙シテ本邦人ノ事實格言ノ如クナルニ依レリ
- 一 本書ハ固ヨリ女子用ナルヲ以テ文章ノ体裁編叙ノ模様皆優美ヲ旨トシ語屈ヲ避ケ俗語ヲ省キ以テ女徳ヲ全ウセンヲ期セリ
- 一 本書ハ一課毎ニ先ツ徳性ノ一ヲ論議説明シ次ニ之レニ適切ナル事實ヲ掲ゲ終リニ格言ヲ以テ全文ヲ結ベリ是レ女子ヲシテ左右顧念スルモ多岐ニ走ラズ必ズ一直線ニ觀念ヲ確實ナラシメンヲ務メタルニ依レリ
- 一 本書ノ挿画ハ固ヨリ故實ヲ參酌シ品格ヲ雅正ニシタリト雖ヒ然レモ亦女子ノ徳行上ノ觀念ヲ容易ニ惹キ起サシメンヲ務メタリ
- 一 書中難解ノ文字ニハ傍訓ヲ施セリ此レ讀書的ノ教授ヲ省カンカ爲メナリ

明治二十六年七月

編者 識

西村茂樹校閲  
日下部三之介編



日本女子修身訓 第三

東京 八尾版

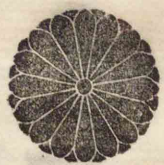


勅語

朕惟フニ我カ皇祖皇宗國ヲ肇ムルコト宏遠ニ徳ヲ樹ツルコト深厚ナリ我カ臣民克ク忠ニ克ク孝ニ億兆心ヲ一ニシテ世世厥ノ美ヲ濟セルハ此レ我カ國體ノ精華ニシテ教育ノ淵源亦實ニ此ニ存ス爾臣民父母ニ孝ニ兄弟ニ友ニ夫婦相和シ朋友相信シ恭儉己レヲ持シ博愛衆ニ及ホシ學ヲ修メ業ヲ習ヒ以テ智能ヲ啓發シ徳器ヲ成就シ進テ公益ヲ廣メ世務ヲ開キ常ニ國憲ヲ重シ國法ニ遵ヒ一旦緩急アレハ義勇公ニ奉シ以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ是ノ如キハ獨リ朕カ忠良ノ臣民タルノミナラス又以テ爾祖先ノ遺風ヲ顯彰スルニ足ラン斯ノ道ハ實ニ我カ皇祖皇宗ノ遺訓ニシテ子孫臣民ノ俱ニ遵守スヘキ所之ヲ古今ニ通シテ謬ラス之ヲ中外ニ施シテ悖ラス朕爾臣民ト俱ニ拳拳服膺シテ成其徳ヲ一ニセンコトヲ庶幾フ

明治二十三年十月三十日

御名 御璽



廣島大學圖書印

日本女子修身訓第參卷

西村茂樹校閲 日下部三之介編

第一章 父母に眞心を盡し参ら

父母に孝養し参らする仕方は、色々あれど、先づ其の時と場合とを能く察し、己れの眞心を竭し参らするを、孝行とは謂ふあり、さるを非常の行とまじ、或は通常を難きことと爲さざれば、孝行ならずと思ふは、僻事あり、故に子



たるものは如何にあはたらんには宜しかるべきやと考へ、其のほゞくに心づけて、父母を大切にまじ参らするものと、孝子とこそはいふべけれ。

土佐國吾川郡伊野村に、タツと云ふものあり、年僅に十一あれど、父母に事へて、孝行疎かまらざりけり、父幾三郎と母と久しく病蓐に臥したりけると、タツは能く看病し、六歳に於る弟をば養育せり、父は氣のむすほれて居るために、物好みしけると、タツは更に厭ふ心なく、

四方に奔走して、父の求むるものを調べ進むるまで、一方あらぬ艱難をませり、其の後、父の病癒むたりしかば、タツは大に喜びたりし甲斐もまなく、幾三郎罪を犯して、ひとやの内に繋かれぬ、母はこれを憂へて、病日々に重なり、弟も癩症にて泣き叫び、父を慕ひて止まざれば、タツは心を盡して、種々慰めいたはれども頑是なき小兒のことゝて、其の聞きわけさへなく、尙その上に、資金盡きはて、其の日の烟りも、漸く立つるはとあれば、タツのかましみい



やまさり、詮すべもあらざりけり、又ツは已む  
 と得ず、自ら高知縣廳に訴へ出で、申ける様  
 「妾女の身にて、如何に心ばかりは、人にも負け  
 ますとと思へども、小腕の悲しさには、母と弟と  
 と養ふこと、心のまゝにあらざれば、妾の身と  
 以て、父の罪に代らしめ給はゞ、母と弟とが飢  
 ゑと免かるべし、あはれ妾の願ひを御許し給  
 はれ」と、二度まで願ひを立てたりしかば、官に  
 ても憫然に思召され、其の様子を探りしに、信  
 實の孝女ありしかば、大に感心あし、終に幾三

郎の罪を赦して、將來を戒しめられたりとぞ。  
 後漢書に「孝ハ百行ノ本ナリ」とあり、タツの如  
 きは、眞に其の本を知れるものといふべきま  
 り。

第二章

舅姑に事へまつるべきこと

婦の舅姑に事へまつることとは、實の父母に事  
 へまつると毫も異なることあるべからず、何  
 となれば舅姑は、我か父母に比しく、孝養と敬  
 禮とを盡し参らすべきものなればあり、さる  
 と大かたハ、舅姑と疎略にし、些細のことと言



ひ罵り、家内に風波を起し、世人の笑を招くものあるは、嘆はしきことにころ、夫れ婦たるものは、先づ孝順の道と往くべきこととぞかし伊勢國三重郡黒田村の農、佐兵衛の妻リヨと云ふは、十年程さきに、此家に嫁ぎしが、姑の心やあしかりけん、痛くせめ使ひ、些細のことにても、心にかまはぬことあれば、或は罵り或は打擲しけれと、リヨは事の理非を言ひ分たんともせず、皆我が事へ方の足らざるありとて、絶えて逆ふことなく、嫁ぎしとり持來れる物



までも、人目を忍びて賣代をし、其の價にて魚鳥をど、姑の日頃好めるものを調へ進めければ、平生邪慳ある姑も、リヨのやさしく深切あるに感ず、後には心も改まりて、リヨを慈しむやうなりたりき、其の病に罹りて、



危く見ぬしかば、晝夜湯藥のことに心を用ひ、衣帶をも解かず、看病しければ、やがて病氣も平癒してけり、古語に云へるあり、父母ハ父母タラズトモ、子ハ子タルノ道ヲ盡サ、ルベカラズ」と、リヨの如きは、寔に子たるの道を盡したるものと云ふべく、亦以て舅姑に事へまつるもの、鑑みとや申すべけれ。

第三章 孝貞の道と盡すべきこと

女子が父母に事へて、孝養と盡し、夫に事へて、貞節と盡すは、當然の務まれば、假りにも孝貞

の道と、忘るべからず、若し女子にして、孝貞の道と欠くあらば、たとひ善行ありとも、稱するに足らざるあり。

支那唐の代に、陳氏と云ふ婦人あり、其夫は、讐と持てる身にて、敵の付け親ふ所とされり、されば、行住座臥にも油断なく、常に用心をせしければ、つけ入る隙はあらざれど、敵は報讐の念益々熾まりけり、一日陳氏の孝心あつきことと聞き、善き手がかりを得たりと喜び、直に往きて、其父を捉へ、刀を胸に擬して、いひける様



「汝娘に諭し、我れを手引して、怨みと復さしめよ、さあくば一命を断つべし」と劫かしければ、その父惧れて、これと肯ひ、陳氏と呼びて、告ぐるに事情を以てせり、陳氏思ふ様、夫を助けんとせば、父の命、全きを得ず、今兩まがら全たからしめんとせば、一身を棄つるに如かず」と、思案を定め、敵人に向ひていひけるには、「明夜忍び來るべし、妾少しく戸を開き置きて、入り易からしむべし、而かも夫には髪を洗はせ、東枕に伏させ置くべければ、努めく過つべから

ず」と約し、敵に安堵させねきて、自ら夫の寢所に代り臥しぬ、敵人は約の如く往き見れば、戸の少しく開きあれば、是れ幸ありと忍び寄り、其の首を斬り、今こそ怨みを復したりと、天にも登る心地して、勇み喜び、持ち出してあらためしに、目指敵にあらすして、陳氏の首ありければ、大に悔み且つ其の孝貞あるに感と、これより讐を復するの念を断ち、身の罪を謝し、其の夫と親しく交りて、昔日の怨みを棄てたりと云ふ、これ全く陳氏の孝貞あるに依るもの



あり。禮記に「難ニ臨ミテハ、苟クモ免カル、コト勿レ」と、今日文明の世、斯る境遇に逢ふものあるべきやうなけれども、蓋し當時に在りては、寔に孝貞の行ひとや云はん、後世婦人の模範とするに足りぬべし。

第四章 兄弟の間は友愛あるべきこと  
兄弟姉妹の間は、友愛を以て第一とすべきは、勿論のことなれど、世人は、とかく我儘に流れて「兄弟ニ友ニ」と宣ひし聖旨を忘れ、不和の間となるもの少なからざるは、口惜しき限りに

こそ。

支那晋の代に、壽張といふものあり、其女は、父母皆死して、幼稚なる二人の弟を遺しぬ、女は、力と頼む親戚はなく、殊に女子の身にて、二人の弟を養育することなれば、其艱難勞苦、譬ふるにも、のなきはとなるに、女は、更に屈する色もなく、何にかして二人の弟を教育し、家を起さんものと心掛け、自ら人に雇はれて、裁ち縫ひの業をなし、家にありては、紡績を事とし、女紅の道を以て、生計を營み、親に代りて弟を



教へ導きければ、二人の弟も、姉を親の如くに敬ひ事へぬ、斯くて二人の弟も、早既に成長しければ、良師を求めて、學藝を研かじめ、己れは短褐を着て、家事を務めたりしかば、二人の弟も、姉の斯く苦勞して、己れを學に



就かしめしと感<sub>ト</sub>、心を専らにして學びける故、學業成就して、二人共に官に就きぬ、此の時、女は五十に近き年齢となりしかば、他に嫁せずして、弟の養ひを受け、安樂に其の日を送る身となり、二人の弟は、姉を母と思ひて能く事へ、友愛至らざる所なかりきと云ふ、二人の弟も、漸次昇任して、高官に至り、家と起し名を揚くるに至れりといへり、此の兄弟の如きは、其友愛を盡すこと、能く始めあり終りあるものといふべきなり。



第五章 朋友に信實を盡すべきこと

人は、男女の別ちなく、朋友の助けによりて、身  
 とたて家と興し、鴻業となせるもの甚だ多し、  
 されば朋友は、相互に利益となるものなれば、  
 我兄弟の如く、信實を盡さざるべからず。  
 細井徳民の妻は、貞順ジユンの聞は高き人なり、夫徳  
 民の友小河原某飛鳥某と、その妻と共に我  
 家に寄食せしめぬ、此時、小河原飛鳥の兩人は、  
 徳民の父正長に事ふること、父の如く、徳民に  
 交ること、兄弟の如くなりき、徳民の妻は、小河

原飛鳥兩人の妻と、姒娣の如くに交り、萬事に  
 心を配りて、深切を盡しければ、世人は徳民と  
 長子、其妻と嫂セウと思ひ、異姓同居なることと、知  
 らざるはととなりき、されば世人は、正長に向ひ  
 て「三賢子、三孝婦、三順孫あり、翁の幸福、莫大な  
 り」とて、羨むもの多かりしとなん、凡そ女子は、  
 他人多く寄食すれば、或はその費用の多きと  
 つぶやき、又久しきと経ぬれば、厭忌の色とあ  
 らはし、始めの深切にひきかへて、いとつれな  
 くするものなるに、徳民の妻は、斯るうたてき



行なきのみならず、始終一の如く、深切と盡しければ、小河原飛鳥の妻も、その厚意と感謝せりと云ふ。古語に「善友ハ、我カ幸福ヲ増シ、我カ不幸ナルキハ、我レヲ扶クルノ益アリ」とあり、徳民の妻の如きは、寔に善き朋友なりと云ふべきなり。

第六章 廉潔なるべきこと

人は、財に臨めば、利慾の心生ト、本心を暗まざるゝことあり、されば己れに得べき、正當のものにあらずれば、これを得んと欲する、念慮と

抱くべからず、一たび邪まなる道に陥り、不義の汚名を受くるときは、人に疎まれ卑しめられて、遂に世の交りも、出来ぬ身となりぬべし、慎しむべきことにこそ。

徳川幕府の猶時めきし頃、京都の町々を經廻りて、袖乞となしつゝ、其の日を送る、龜婆と云ふものあり、一日室町の街路に於て、一金囊を拾ひ得たり、龜婆は、其の誰れ人の遺失せしものなるやと知らざれば、傍の家に立ち寄り、今市街にて、此の金を拾ひたれば、定めし尋ね來





る人あらん、其の時に返し給はれ」と頼みければ、主人のいへるには「斯る物を預りては、手数かゝりて、迷惑なれば、他を頼まれよ」と断はりければ、龜婆のいひける様、遺失せし人の苦心、如何あるべき、さるを不親切にも、

頼まれまとは、なさけを知らぬ人かな」と、主人も、其の言に感して、うけがひける、其の後、遺失主、尋ね來りしかば、早速これに返し與へし故、大に悦び、金壹両を出して「謝禮に與へ給はれ」と預け置きて去りぬ、其の後、龜婆の來りしかば、謝禮の金を出して與へけるに、龜婆は、手にも觸れずして、いひけるには「謝禮を受くるはどならば、何にとて始めより拾ひしと云ふべきぞ、我れは其の主に戻りしとき、心誠に樂めり、其の他のことは、望まじきことにあ



らず、今斯く乞丐の身なれども、不義の寶を得んとする卑劣なる心は、さらになし」とてものもたぬ袂は輕し夕涼み」と口吟して立ち去れりとぞ。禮記に「財ニ臨ミテハ苟モ得ルコト勿レ」とあり、龜婆の如きは、廉潔の徳を守りしもの」とや云ふべき。

第七章

夫の不義を止めしこと

漢の樂羊子、途にて遺金若干を拾ひ、家に歸りて、其の金を妻に與へければ、妻は涙を流して、いひけるやう、妾聞く、渴シテモ盜泉ノ水ヲ飲

マズ、飢テモ嗟來ノ食ヲ受ケズ」と、然るを良人は、他人の遺金を私して喜ぶは何事ぞ、不義の行は、天道の惡ませ給ふ所なれば、いつかは其の報いの來らずして止むべき、人は一代名は未代、汚れたる行となせしことを哀しければ、と諫めければ、羊子も妻の意見、身に玄み渡り、大に悔悟なし、我れ過てり、汝微りせば、我れ不義の人とならんとせりと、直に其の金を持ち行き、舊の道路に棄て置き、歸れりと云ふ。省心雜言に「財ニ臨マザレハ義士ノ節ヲ見ズ」



とは、至言なりと謂ふべし。

第八章

自慢すべからざること

多き女子の中には、少しく學藝を修むるときは、自ら其の能に誇り、人の短所を訶きて、嘲り笑ふものあり、心得違とや云はん、たとひ己れに長所ありとて、誇るべきものにあらず、人より見るときは、己れも亦短所あるべし、こゝろすべきことにこそ。後漢の蔡文姬と云ふ人は、幼より記臆の力に富み、一たび聞きたること、決して忘れたる

ことなし、故に文學技藝に至るまで、能く通曉したりけり、一日其の父琴を弾く、不意に一線を断ちたりしかば、文姬は障子を隔て、これを聞き居たるが、こは第一の線の断ちしなるべしと、父に申せしかば、父はこれ偶然にあたりしならんと思ひ、再び一線を断ちて、其の何の線なるやと問ひぬ、文姬は直に第四の線なりと答へ、毫も誤ることなかりき、父はいよく其の記臆のよきに驚けりと云ふ、其の後、胡兵のため捕へられしと、魏の曹操金貨珠玉を



與へて、胡より購ひ歸りぬ、曹操一日從容とし  
 て、文姫に問ふていふやう、姫の家多く天下の  
 珍書を藏すと聞し、今如何せしや」と、文姫答  
 へて「父の書は、兵燹のため、多く消失して、あ  
 るものは世にありふれたるもの、みなり」と  
 いひければ、曹操歎息して「それは遺憾の事と  
 もまり、されど姫の記憶せる所のものあらん」  
 といひければ、妾愚かにして、文學の嗜み淺け  
 れば、何にとて胸に記し置くこととなるべき  
 と、身をへりくだりければ、曹操はきゝ入れず、

姫は定めて多く記憶するあらん、其の強記な  
 ることは、夙に聞き悉りぬといはれければ、文  
 姫も辞すること能はず、四百餘篇はと寫して、  
 曹操にさしたしけるが、一字一語を誤まるこ  
 となかりしと云ふ。斯る博學多能の人なれど  
 も、決して高ぶり慢る心なく、身を謙りしが故、  
 人みな其の風采をほめたりしとぞ。大和俗訓  
 に「謙ナルモノハ己レニ知ルヲ以テ知ラズト  
 ナシ己レニ能クスルヲ以テ能クセズトナス」  
 とあるは、これらのこととや云ふなるべし。



第九章 節儉は家と起すの基るたること  
 節儉とは、無益のことに、物を消費せざるを云ふ、これは人の最も大切に守るべきことなり、人節儉を守らず、奢侈に長と、分外のこととなりし、他の稱譽を得んとするは、大なる心得違ひにて、遂に家をも身をも亡ぼすに至るべし、さればよく節儉を守り、無益の矯飾をすて、専ら一家の繁昌を祈るべきことにこそ。  
 河瀬ハル子とまゐん云ふは、河瀬外記の女にて、

幼きより繼母に事へまつりたりしが、常に孝順と盡して、その心を喜ばしめぬ、其の後、稻生恒軒に嫁して、柔順貞操の聞ゆ高し、ハル子性質奢侈と惡み、儉素を好みしかば、人の貧窮とさき、患難を知る時は、力を盡し財を出して、助け救ひ、婢僕などに對しては、専ら慈愛を旨とし、恵を加へしかば、みな悦びて事へけり、又ハル子は、技藝をよくし、裁縫の如きは、尤も長所ありしかば、此等の事は、聊かも人手を假らず、皆みづからの務めとあし、又よみかきの道に



も、暗からねば、日々往復の書信より、貨物の取り遣り及び衣服器具の調製まで、詳かに簿冊に登記して、遺すことなかりき、これが爲め、夫恒軒は、日々の繁務を避け、冗費を省くことを得たり、ハル子五歳の時、母を喪ひしかば、その事蹟の明かならざるを歎き、より／＼人に問ひたゞし、略その世系の始末及び性行内治のあとを知り、これを書き記して、七巻となしぬと云ふ。凡そ文字ある女子は、細事をなすを屑しとせざるが、一般のならひあるに、ハル子衣



服の補綴も自らこれとまじ、簿記計算も亦自らこれに當り、その母を思ふの切なるや、進みて之れが傳記を纂述するが如き、實に後世女子の模範とや云ふべき。古語に云ふあり、主人ハ、一家ノ模範ナリ、我ヨク勤メバ、



衆何ゾ敢テ惰ナラン、我ヨク儉ナラバ、衆何ゾ敢テ奢ナラン、我ヨク公ナラバ、衆何ゾ敢テ私セシ、我ヨク誠ナラバ、衆何ゾ敢テ偽ラン」と、ハル子と見て以て、此語の信なるを知りぬべし。

第十章 愛情あるべきこと

愛情とは、可愛がることにて、其の最も深きは、母の其の兒を愛することあり、凡そ母には、此の最大なる愛情ありて、我れ等が覆育の恩を蒙ることなれど、大利あるものは、小害これに伴ふものにて、母たるもの動もすれば私愛に

流れ、其の子をして我儘氣儘に放任せしめ、天性をまけ悪習に染み、遂に自然の美果を結ばしめざる弊を醸すことあり、これ嘗に目前の愛にのみ溺れて、公愛の何たるを知らざるに依るのみ、されば愛情は、徳性上最も上級に位するものなれども、深く注意して其の子を養育するにあらざれば、誤りて其の兒の本性を損ふことなきにあらす、戒しむべきことにこそ。

昔し支那戦國の代に、孟子と云ふ賢人ありけ



り、此の人、年若き頃、學問修行として、他郷に出  
 でしが、いまた修行半ばに至らずして家にか  
 へりぬ、此のとき孟子の母は、機を織りてあり  
 しが、其の機を断ちきりて、いひける様、今此の  
 機を半ばにて切りたれば、衣服となすこと能  
 はず、汝も半途にて學を廢するに至らば、此の  
 機と同トく、物の用に立つべからず」と、懇に意  
 見を加へたりし故、孟子も母の教訓に感し、子  
 思と云ふ人を師として學び、勉強怠らざりし  
 かば、遂に大儒となり、世に名を顯はすに至り

ぬ、これ其の母たるもの、其の子の愛に溺るゝ  
 ことなく、能く眞實に愛せるがためなり、世の  
 母たるもの、孟母の心を以て、其の兒を教ふべ  
 きことぞかし。古文眞實にも、子ヲ養フニハ必  
 ず教フとあり、以て兒を愛するものハ、教へに  
 あることを知りぬべし。  
 第十一章 人の難儀を救ふべきこと  
 人は、たゞ親戚朋友の縁故あるものゝみ、救ひ  
 助くべきものにあらず、人種の黑白を問はず、  
 各國の遠近に拘らず、誰れにても不測の災に



罹りたるものあらば、己れは應分の力を出して、これを救ひ助くべきなり。ツネ子は、土佐國高知の人なり、一日出で、鏡川の橋を過ぎんとせしに、橋下に孕める婦ありて、將に分娩せんとし、孺子の傍にありて、母の煩悶せるを見て、泣き悲めり、此時あめ驟かに至り、煩悶ますく、甚たし、ツネ子惻然これと傷み、ゆきて介抱し、藥を與へて、問ひけるや、「何とて斯る姿になりしや」と、婦は苦しき息とつきながら、「さきに夫に隨ふて、此國に來り



しが、不幸にして夫に死に別れ、他に倚るべなきまゝに、山野に起臥し、樹下に息ひ、人の情けを受けつゝも、今日までは、辛ふとて我か玉の緒をつなぎたりしも、圖らず産に惱みて、死すべかりしと、茲に蘇生するを得る



は、辭の以て謝し參らすべきやうもなし、神か  
 佛かあり難や」と暫し涙にくれ居たり、ツネ子  
 は、憐れのいとしいや勝りけん、母子三人を携  
 へて、家に歸り、懇に療養を加へしかど、母と赤  
 子は、遂に死し、長子徳太郎のみ遺りしかば、ツ  
 ネ子ますくふびんがり、これを養育すること  
 と、己れが子の如くせし故、人みなその慈仁の  
 あつきに感ぜりと云ふ、ツネ子は、途すがら、偶  
 然あひ逢ふものを視ること、骨肉の如く、これ  
 と家に携へて、看護療養その至誠を盡し、母子

既に死すれば、その孤を視ること、己れが子の  
 如くす、至仁至慈の人にあらざれば、いかでか  
 之れを能くせんや。

第十二章 機敏を以て幸を得たること

機敏とは、智慧さとし、事に當り物に應じ  
 て、少くも滞ふることなく、速かに事を辨する  
 の才智あるを云ふなり、されど凡そ人は、何事  
 とますにも、かやうに運びのつくものに非ず、  
 多くは遅鈍に失するものあり、蓋し遅鈍は、事  
 と過ち時を失ふの恐れありて、機敏とまさきに



相反せりとす、されば人は、常に才智を研きて、  
 事と處するに、機敏あらんことを勉むべし。  
 清少納言と云ふ人は、才智文藻世に比ひまぐ、  
 一條天皇の朝、上東門院に仕へて、寵愛最も深  
 かりける、一日、皇后宮掖にまゝて、觀雪  
 の御宴を開き給へり、時に侍女を顧み給ひ、香  
 爐峯の雪は、如何にぞと宣ひければ、皆其の御  
 意を解せざるため、唯手をつかへて居たり、獨  
 り少納言は、直に起て御簾を掲けたりしかば、  
 皇后深く御悦びあらせられ、其の機敏を賞讃

し給ひき、これは唐の白居易の詩に「香爐峯雪  
 撥簾看」と云ふ句あるにより、皇后は簾を掲け  
 よとのことと、詩の句にて仰せられたるあり、  
 されど侍女は、其の詩の意味を解せざりした  
 め、皇后の御意を奉すること能はざりとなり、  
 然るに少納言直に簾を掲けて、皇后の御心を  
 喜ばしめ給ひたるは、只に博識ありしのみあ  
 らず、機敏ある才女とこそは云はれ、漢の董仲  
 舒と云ふ人の語に「勉強シテ學問スレバ則見  
 聞博クシテ智益明カナリ」とあり、少納言のこ



と見て、其の誤りなきを知るべきなり。

第十三章 機敏を以て禍を免れたるこ

山名入道禪高は、因幡國の人あり、其の妻は、世に賢婦の聞は高きものありしが、一夜其の邸に盜賊數十人押し入りぬ、折ふ一邸内は、至りて無人ありければ、禪高自ら槍を取り、群がる賊に立ち向ひ、必死となりて戦ひける、されど賊は、多勢のことなれば、事ともせずして戦ひぬ、追ひの禪高もあしらひ兼ね、はとく危き

せりから、妻は小袖を多く持ち來り、もの陰に忍び、賊の眞向目かけて、投げ付け、れば、これが爲めに、首に小袖を纏ふものもあれば、又持つ手にからまるもありて、其の働き自由ならざりしかば、禪高其の機につけ込み、賊を數多突き伏せたりし故、餘のものは叶はすとや思ひけん、皆ちりく、に逃け失せぬ、こは偏に妻女の機敏なるために、危き場合を助かりしなり、岳飛云へることあり、運用ノ妙ハ一心ニ存ス」と、禪高の妻女の如きは、よくろの一心を用



ひたるものといふべし。世の中、よろづの道理は、教へをきき、道とならひて、始めて知ることを得るものなり、人生れて教へを聞かざれば、道理にくらく、道理を知らざれば、身に行ふこと能はず、されば學藝をたさめて、女子たるに耻ぢざるやう心掛くべし。

文鳳女史は、江戸麴町、高島彌兵衛の女なり、幼き時より物事にさとくして、學問を好み、傍

ら書をよくし、又茶を習へり、時の諸侯延きて、その講説をきくもの多し、中にも尾張紀伊の兩侯は、最もこれを寵愛せられぬ、よりて其名都下に振ひ、男女の區別なく、其門に來りて、業を受るもの六百餘人に至れり、此ころは、林祭酒幕府の世儒にして、全國の文柄を司どり、たやすく女子の入門を許さざりしが、獨り文鳳の篤學力行を賞して、門籍に加名せるは、當時稱して非常の名譽となせりとあん、文鳳は女子の身に於てありながら、其名を藝林にほしひ



ままにす、其の篤學力行の効、斯の如きものあり、後の女子たるもの、いかで之れを勉めざらんや。

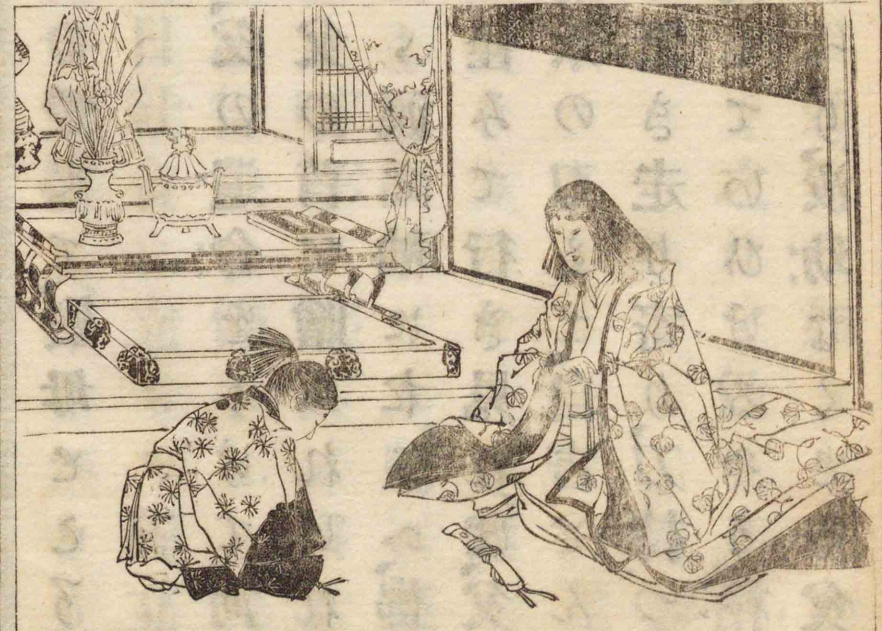
第十五章 賢母たるべきこと

婦人は、兎角私愛に流れ易きものなれば、能く注意して、其の子を愛育し教訓すべし、兒に美服と飾り、滋味と與へ、或は嗜好の翫具と與ふるを以て、兒を愛すると心得るは僻事なり、大かた兒を教へんには、他日社會に立ちて獨立し、自活することを得しむる様に、導くべきものにて、此れ等とこそ眞の愛にて、賢母と云ふべけれ。

楠正行は、正成の子あり、父の遺命をうけて、河内に歸りしが、足利より父の首と贈られければ、正行これを見て、流るゝ涙と袖にれさへ、佛殿の方へ往きけるを、母怪みて行き見れば、父の紀念に留めたりし菊水の刀もて、自害せんとする有様あれば、母は驚き走り寄り、刀持つ手にすがり付き、涙を流していひけるやう、櫛檀は、二葉より芳しといへり、汝幼なくとも父



が子あらば、物の道理  
 と知るべきに、何にと  
 て無益の死と遂げん  
 とはあせしぞ、父が今  
 はの遺言に、犬死せよ  
 とて歸らしめしにあ  
 らずかし、汝は父か遺  
 命ありとて、母にも語  
 り聞かせしこと、今更  
 忘れたるにもあらざ



るべし、君を忘れ父を忘る、心根にては、天皇  
 の御爲めに賊と亡はし、大御心を安ん奉ること  
 と覺束なし」と、諫めはけましければ、正行も父  
 の遺言と、母の教訓と身にまみ渡り、これより  
 賊と亡はすことを以て、心とあしたりと云ふ。  
 スマイルス曰く「絶好ノ婦人ハ絶好ノ男子ヲ  
 造ル」と、正行の母の如きは、比ひ稀れある賢母  
 とや云ふべき。

第十六章 夫の職を助成すべきこと  
 人の婦たるものは、一家の内治に注意し、家事



を能く整理し、夫として、其の職分を、充分に盡  
 さしむる様、心がくべし、若し婦にして、心を容  
 儀粧飾の一方に傾け、家内のこと、百事夫の手  
 を煩はすが如きあらば、婦たるの職分を知ら  
 ざる愚人とこそ云はめ、凡そ婦たるものは、己  
 れの務むべきこと、自らを熟知し、夫として、内  
 治の憂へなからしむる様、なすべきなり、これ  
 を夫の職事を助成するといふなり。  
 瀧氏は、湯淺子傑と云ふ人の妻にて、文學の道  
 にくらからず、かねて裁ち縫ひの業に通じ、夫

の衣服杯に付ては、人手を煩はすことなかり  
 けり、かゝる心掛けよき婦人あれば、家事向き  
 一切のことは、自ら能く經理し、夫の心を煩す  
 ことなかりけり、子傑も當時目付役を務め、政  
 事に暇なき身なりければ、家事は一切瀧氏に  
 委ね、己れは更に心をとめざりけり、それ故に、  
 子傑に請ふ所あるものは、先づ瀧氏によりて、  
 事をなさんとし、種々の贈り物を持参して、懇  
 に頼み入るものあれど、瀧氏は少しも肯はず、  
 却りて其の行の非なることと、くれぐれも説





き諭し、賄賂一も受くることなかりければ、子  
 傑官にあること、十八年の久しきに及びたり  
 しも、一の過失なくして、其の職を全うせりと  
 云ふ、これ瀧氏の能く其の婦道を盡して、夫の  
 職事を助成せしによるとぞ聞ゆし、通鑑に「婦  
 ハ家ノ由リテ盛衰スル所ナリ」とあり、瀧氏の  
 如きものを見て、眞に其の虚ならざるを知る  
 べきなり。

第十七章 愛國の務を志すべきこと  
 國家のために、義務をつくし、皇室のねん爲め

に、忠節を盡し奉ることは、男女の別ちあるこ  
 となく、然るや女子は、國家に對して、何の關係  
 もなく、皇室に對し奉りて、忠節を盡す如きは、  
 男子のわざありと思ふは、僻事あり、男子には  
 男子の盡すべき義務あれば、女子にも女子の  
 盡すべき義務あり、故にその盡すべき本分を  
 忘れぬやう、注意すべきことにこそ。

豊女とまんいふは、熊本縣川尻町の人あり、明  
 治十年、西南の亂れこりて、町内のもの、思ひく  
 に分散しけり、豊女も近在に立退きけるが、晝



は我が家に立歸りて、筆墨を賊軍の中に商ひ  
 けり、その後官軍は、八代より上陸し、程まゝ川  
 尻を復しければ、豊女は大に喜び、始めて安堵  
 の思ひをなし、筆墨を商ひ、得たる利金にて、何  
 かな聊かなりとも、官軍の恩に報いんと、種々  
 工夫をなし、近邊にて鶏數百羽を買ひ求め、こ  
 れを官軍の本陣に献せしかど、本陣にては、厚  
 く其志を賞され、鶏をば返されける故、詮方な  
 く兵士の宿所に持ち行きて、一二羽つゝ送り、  
 或は薪炭などを仕入れて、廉價に賣り、種々盡

力して、遂に思ふまゝに、利金を遣ひ果し、官軍  
 の御爲めありとて、悦びけるとなん、豊女は、寡  
 婦の身をして、力と官軍のために盡す、愛國の  
 念あつきものにあらざれば、叶はぬことぞか  
 し、これを戦争の時を機として、奇利を貪らん  
 とするものに比せば、その心根、雷に雲泥の差  
 のみにあらざるべし。

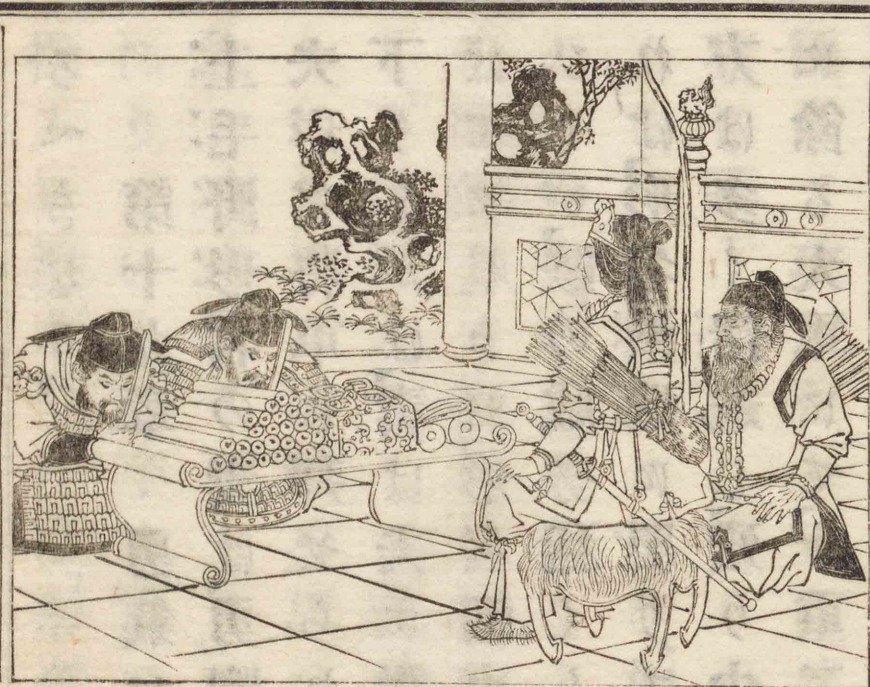
第十八章 武勇を以て國威を輝かせし

こと

神功皇后は、息長足姫と申し奉りて、仲哀天皇



の皇后にましませり、此の御方は、武勇勝れさせ給ひければ、天皇を輔佐し奉り、熊襲と云ふ賊を征伐し給ひぬ、此のとき、天皇崩御ましくければ、御躬親ら天皇に代らせ給ひ、武内宿禰と謀り、熊襲の頼みとせる三韓を、征すべしと思ひ立ち、舟師を率ゐて、新羅に向はせ給へり、新羅王は、日本の軍勢の勇剛なるに當り難く、遂に軍門に降参し、年々調貢の額を定めて、獻ト奉らんと請ひけるに、遂にこれを許させ給ひぬ、高麗百濟も、日本の威風に懼れて、服従



なりければ、三韓にも平定をぞあしにける、日本勢は勇威を示し、凱歌して還りければ、熊襲も後援を失ひたりとや思ひけん、遂に服従なしたりしと云ふ。論語に「勇者ハ懼レズ」とあり、皇后の御武勇を見て、思ひ知



るべきなり。

第十九章

勇氣を以て夫を助けしこと

上毛野形名の妻は、勇剛なるものなりけり、其夫形名將軍に拜せられて、蝦夷を征すべき命下りしかば、妻は夫に従ひて、はるく、蝦夷のはてに赴きぬ、形名蝦夷の地に到り、賊兵と戦ひしが、賊の威勢猛くして、大に敗北したりければ、形名壘壁に嬰りて、防ぎ戦ふと雖ども、味方は多く潰走し、残り少き小勢なるに、賊は目に餘る大軍にて、十重二十重に取り圍み、力を

極めて攻めたりければ、形名は術計盡き果て、夜に乗卜て逃れ去らんとせり、時に其の妻、深くこれを無念に思ひ、如何にもして賊を退けんものと、形名に飲ましむるに酒を以てし、其の酣醉して寝ると窺ひ、妻自ら夫の物具を着し、下婢数人として弦を鳴らさしめ、勇威を示したりければ、賊兵思ひけるやう、壘中人衆し、急に攻め取る可らずと、遂に圍みを解きて去れりといふ、散卒も追ひく、聚り、兵威も漸く振ふに至りければ、形名は、賊を撃て、大にこれ



と破り、蝦夷と平定せりといふ、此の時妻の勇氣まかりしならんには、形名其任と辱かしむるに至る可きに、其の妻の機敏にして、勇氣ありしため、大に功を奏し、名を顯はすに至れり、凡そ勇氣は、骨たくましく腕つよき人のみと云ふにあらず、女子にありては、勇氣内に存して、時に之れを發するをよしとす、心すべきことぞかし。

第二十章

勤王の心掛あるべきこと

勤王とは、皇室の御爲めに、忠節を竭し参らす

ることと云ふ、我が日本臣民たるものは、男女の區別なく、皇室の御爲めには、其の身の及ぶ限り、力を盡し心を竭して、忠節をつくし奉るべきものなり。

瓜生保の母は、頗る賢徳の聞は高き人なりき、延元の亂に、保其の弟、義鑑、源琳、重照兄弟四人共に、脇屋義治と奉つて大將となし、越前國杣山城に立て籠り、賊將高師泰と戦ひ、保義鑑等死したりしかば、源琳、重照等敗卒を集めて、再び杣山に還りけるが、城中に残れる士卒幾何



もまゝく、皆力まけに見わたるを、保の母少しも  
 憂ふる様子もまゝく、やがて義治の前に盃を持  
 ち出で、いへるには「妾が兒不肖にして、此の  
 度の戦ひに打負けて、敗せとりぬ、されど二子  
 戦死したれば、聊か罪を償ふに足れり、兒等も  
 とより國家のため、事を擧げたるまれば、賊  
 と亡ぼしたらんには、たとひ數多の子を失ふ  
 とも、妾に於ては哀しとは思ひ侍らず、猶ほ今  
 二子存らへ居れば、再びことを擧ぐるに足り  
 ぬべし、これ妾が哀しきを棄て、喜びとます

あり」と語りて、酒を勧めければ、座に列なりし  
 人々は、皆感激カンキなし、身命をすて、賊と亡ぼさ  
 んと勇みたりしと云ふ。省心録に曰く「國ヲ憂  
 フルモノハ身ヲ謀ラズ」と、婦人にして士卒を  
 勵ます、此の保の母の如きは、後世婦人の鑑に  
 ころ。

第二十一章 國家有用の費を吝むべからざること

らざること

凡そ軍艦を製造し、砲臺を築き、學校を建て、病  
 院を起し、或は橋梁を架して通路を便にし、溝



渠を通つて灌漑をよくし、また流行病を豫防するが如き、國家有用の費は、決して吝むべきものにあらず、人民の喜びて負擔すべきものなり、さるゝ多き女子の中には、己れの容貌を華飾するの資は、毫も吝まざるも、國家に對する費用に至りては、之を吝むもの往々あり、女子たりとも、國家に對して、務むべき責任を、盡さずして可ならんや。

宮下ヨシ女は、甲斐國都留都大明見村のものなり、嘗て同國吉田村の農某に嫁せしが、伉儷

不遇にして、離別の不幸を來すに至りたり、ヨシ女は、容貌も見悪くからず、至りて温順あるものあれば、知人の再嫁をすゝむるもの多けれども、肯はず「孀婦」また能く一身を處するの方を知れり、敢て他人に倚るに及ばずとて、自ら他人の衣服を裁縫し、以て糊口の資に供したり、ヨシ女素より此技に長つたるを以て、裁縫を依頼するもの常に絶わざりければ、晝夜共に勉強し、其裁縫は懇切を専らとし、賃錢は人より頗る廉なりければ、評判ますく、高く



なりぬ、此のとき該村にて、小學校を新設せんとの計畫ありたれども、其費用の出所に困難し、如何はせん」と評議も、まかく、抄取らず、日々額を集むるのみありし由を聞き、學校は人材を養成する所、一日もあかるべからざるものあり、さるを評議の纏まらざるは、費用の多きためなれば、妾の如き嫠婦たりとも、餘所に見過ぐすは、國民たるもの、義務に背くなり、されば己れの力の及ぶ限り、寄附金をあし、他を奨勵せんものと、金若干を學校新築費に寄

附せんことを願ひ出でたり、戸長はヨシ女の願書を見て、大に怪しみ、ヨシ女を召びて「汝は嫠婦にて、僅かに針頭を以て、生計を營むものあるに、此の金を寄附したらんには、生計に妨げあるべしと思惟せし故、斯く召び出して、問ふなれば、あからさまに語るべし」と、懇ろにいひ聞かせし故、ヨシ女は、感涙を流し「妾が身を、斯くまで御憐察下さるゝは、あり難し、さりながら、妾常に節儉して、幾分の資を貯へ、國家有用の費には、九牛が一毛はせにても、献ずること



とせ得たき心にてさむらうとのべければ、戸長は卜め並居し人々も大に感卜、頓みに數多の寄附金者出で、學校もほとましく新築するの運びに至しと云へり。古語に「君子ハ有益ヲ爲スニハ千金ヲ輕シトス」とあり、私事に節して公事の有益に用ふるヨシ女の如きは、比ひ稀れなる賢女とや申すべき。

日本女子修身訓第三卷終

明治廿六年八月八日印刷  
 明治廿六年八月十一日發行  
 明治廿六年九月五日再版印刷  
 明治廿六年九月八日訂正再版發行

\*\*\*\*\*  
 定價金 九錢  
 \*\*\*\*\*

著 作 者

日下部三之介

東京市神田區一ツ橋通町二十一番地

印 發 者 兼 刷 行 者

八尾新助

東京市神田區錦町三丁目八番地



版權所有

發 行 所

八尾書店

東京市神田區表神保町壹番地角



